

## 沿革

(設立準備)

明治39年 4月

衛生行政の安全を期するため学術的試験研究機関の設置を企画、その準備のかたわら市立隔離所の医務、本市小学校教員等の身体検査業務を担当

(設立)

明治39年 8月

市立大阪衛生試験所として、大阪市西区阿波堀通1丁目の大阪市役所衛生課内に創設、北豊吉技師が初代所長に就任

(庁舎移転)

明治40年 6月

大阪市西区阿波堀通3丁目32、33番地の新庁舎へ移転

大正 5年 7月

野田康男技師が第2代所長に就任

(所名改称)

大正10年 4月

大阪市立衛生試験所に改称

大正11年 3月

藤原九十郎技師が第3代所長に就任

(庁舎移転)

大正12年 9月

大阪市北区北扇町38番地の新庁舎へ移転

(機構改革)

大正13年 2月

機構の一部を改革(試験部、調査部、相談部、庶務部)

(機構改革)

昭和 3年 6月

機構の一部を改革(庶務部、都市衛生研究部、栄養研究部、医学検査部、化学検査部)

(創立25周年記念式典)

昭和 6年11月

創立25周年にあたり、關一市長、白川朋吉市会議長等臨席のもと記念式典を挙行

昭和10年 5月

藤原九十郎所長が大阪市理事・大阪市保健部長を命ぜられ所長兼務

昭和11年 1月

下田吉人技師が第4代所長に就任

(機構改革)

昭和11年 4月

機構の一部を改革(庶務部、指導部、医学検査部、化学検査部、研究部)

(創立30周年記念式典)

昭和11年11月

創立30周年にあたり、坂間棟治市長、川畠清蔵市会議長等臨席のもと記念式典を挙行

(機構改革)

昭和13年 5月

機構の一部を改革(庶務部、医学検査部、化学検査部、都市衛生研究部、産業衛生研究部、家事衛生研究部)

(所名改称)

昭和17年 6月

大阪市立生活科学研究所に改称(庶務課、栄養課、環境課、水質課、体質課、検査課、指導課)

(庁舎増設)

昭和18年 1月

本館東側に木造建物を増築

(創立40周年記念式典)

昭和21年11月

創立40周年にあたり、中井光次市長、土田伊右衛門市会議長等臨席のもと記念式典を挙行

昭和21年11月

茶珍俊夫技師が理事に任せられ第5代所長に就任

(大阪生活科学研究会設立)

昭和23年 4月

大阪生活科学研究会設立、会長に茶珍俊夫所長が就任

(附設栄養学院の設置)

昭和24年 4月

昭和22年栄養士法の制定により附設栄養学院を開校

(改名改称)

昭和25年 9月

大阪市立予防衛生研究所及び市立防疫所の検査業務を統合して大阪市立衛生研究所に改称(事務長(庶務係、経理係、事業係)、細菌病理部(細菌室、衛生動物室、病理室)、環境衛生部(環境室、水質室)、食品栄養部(食品衛生室、栄養室)、衛生化学部(化学室、製薬室)、附設栄養学院)

(機構改革)

昭和27年 4月

機構の一部を改革(事務長(庶務係、事業係)、細菌病理部(細菌室、衛生動物室、病理室)、環境衛生部(環境室、水質室)、食品栄養部(食品衛生室、栄養室)、衛生化学部(化学室、製薬室)、

附設栄養学院)

(保健文化賞の受賞)

昭和31年 9月 厚生大臣から第8回保健文化賞を受賞

(創立50周年記念式典)

昭和31年11月 創立50周年にあたり、中井光次市長、浅野藤太郎市会議長等臨席のもと記念式典を挙行  
(大阪生活衛生協会設立)

昭和32年 3月 大阪生活科学研究会発展的解消

昭和32年 5月 大阪生活衛生協会設立、藤原九十郎第3代所長が初代会長に就任  
(機構改革)

昭和33年11月 機構の一部を改革(事務長(庶務係、事業係)、細菌病理部(細菌室、病理室)、環境衛生部(環境室、水質室)、食品栄養部(食品衛生室、製品検査室、栄養室)、衛生化学部(化学室、製薬室)、附設栄養学院)

昭和34年 8月 岡原國男研究員が第6代所長に就任

昭和34年 8月 本市学校給食材料の検査業務開始  
(機構改革)

昭和37年 2月 機構改革(部制から課制へ)(庶務課(庶務係、事業係)、微生物課、環境医学課、衛生工学課、食品栄養課、衛生化学課、附設栄養学院)

昭和39年 3月 日本育英会奨励金返還特別免除規定に基づく研究施設に指定

昭和39年 7月 中山信正衛生局予防課長が第7代所長に就任

(創立60周年記念式典)

昭和41年10月 創立60周年にあたり、中馬 肇市長、大西保三郎市会議長等臨席のもと記念式典を挙行

昭和44年 4月 大森玄洞研究員が第8代所長に就任  
(機構改革)

昭和47年 4月 機構の一部を改革(庶務課(庶務係、事業係)、微生物課、環境医学課、衛生工学課、水質課、食品栄養課、衛生化学課、附設栄養学院)

昭和49年 4月 大和田國夫大阪市立大学医学部教授が兼務で第9代所長に就任

(庁舎移転・所名改称)

昭和49年12月 大阪市天王寺区東上町21番地の新庁舎へ移転、大阪市立環境科学研究所と改称(庶務課(庶務係、事業係)、微生物課、環境医学課、衛生工学課、水質環境課、食品栄養課、衛生化学課、分析技術課、附設栄養学院)

(附設栄養学院庁舎竣工)

昭和51年 8月 大阪市天王寺区東上町21番地研究所敷地内に竣工

(創立70周年記念式典)

昭和51年11月 創立70周年にあたり、大島 靖市長、山下喜一市会議長等臨席のもと記念式典を挙行

昭和51年12月 栄養学院が文部省令による専修学校専門課程として認可

(附設栄養学院改称)

昭和52年 4月 大阪市立環境科学研究所附設栄養専門学校に改称

昭和53年 4月 長谷 廣環境保健局長が首席医務監兼務で第10代所長に就任

昭和54年 6月 松宮 斎環境保健局環境部長が第11代所長に就任

昭和54年10月 附設栄養専門学校創立30周年記念式典を挙行

昭和57年 3月 保川圭司環境保健局長が兼務で第12代所長に就任

昭和57年 4月 堀田毅研究員が第13代所長に就任

(機構改革)

昭和57年 4月 大阪市行政機構改革の見直しによる機構改革(庶務課(庶務係、事業係)、環境分析課、環境医学課、環境工学課、ウィルス課、細菌課、食品栄養課、衛生化学課、附設栄養専門学校)

(大阪生活衛生協会法人認可)

昭和57年 4月 大阪生活衛生協会が法人認可され、社団法人大阪生活衛生協会と名称変更

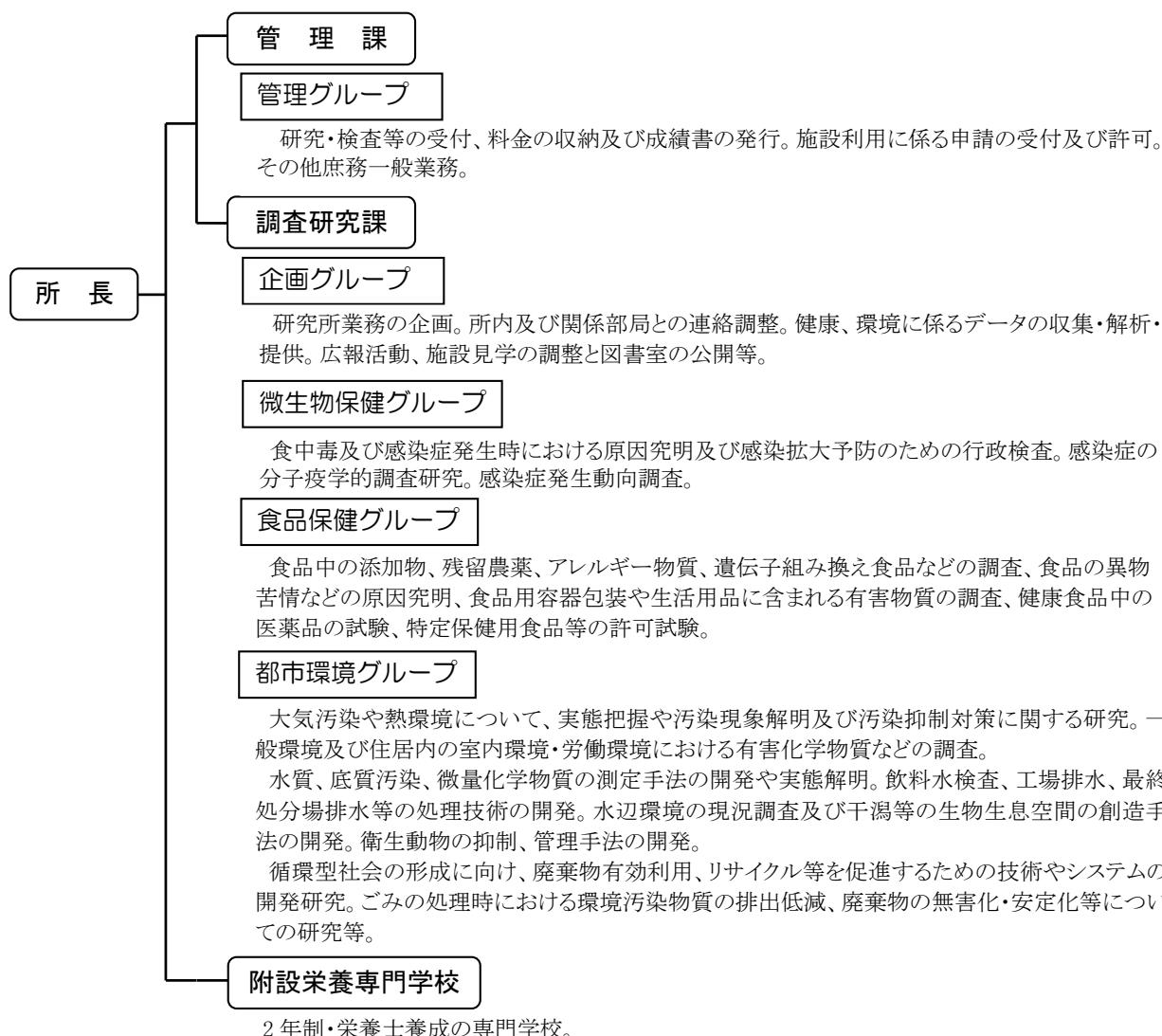
(科学研究費補助金取扱研究機関)

昭和57年11月 文部大臣から科学研究費補助金取扱研究機関として指定

昭和60年 4月 矢橋弘嗣環境保健局保健部長が第14代所長に就任

(創立80周年記念式典)	
昭和60年11月	創立80周年にあたり、大島 靖市長、足高克巳市会議長等臨席のもと記念式典を挙行
昭和62年 4月	大伴清馬桃山市民病院長兼桃山病院長が第15代所長に就任
(機構改革)	
昭和63年 4月	大阪市行政機構改革の見直しによる機構改革(庶務課(庶務係)、企画調整課、環境分析課、衛生分析課、環境工学課、保健疫学課、生活衛生課、附設栄養専門学校)
平成元年 4月	長濱萬藏城北市民病院副院長が第16代所長に就任
平成 6年 4月	赤尾満環境保健局医務監兼総合医療センター感染症センター部長が第17代所長に就任
(創立90周年記念祝賀会)	
平成 8年11月	創立90周年にあたり、記念祝賀会を挙行
平成11年 4月	杉田隆博環境保健局医務監兼都島保健所長が第18代所長に就任
(機構改革)	
平成13年 4月	大阪市行政機構改革の見直しによる機構改革(庶務課、企画調整課、微生物保健課、食品保健課、大気環境課、水環境課、環境資源課、附設栄養専門学校)
平成14年 4月	中澤秀夫健康福祉局医務監兼大阪市保健所長、市立保健専門学校長が第19代所長に就任
(特定保健用食品等にかかる登録試験機関)	
平成16年 3月	健康増進法に規定する許可試験を行う機関として登録
平成16年 4月	中尾昌弘健康福祉局医務監兼北区保健福祉センター医務保健長が第20代所長に就任
平成18年 4月	田窪良行健康福祉局医務監兼城東区保健福祉センター医務保健長が第21代所長に就任
(創立100周年記念式典)	
平成18年10月	創立100周年にあたり、關淳一市長、坂井良和市会議長等臨席のもと、(社)大阪生活衛生協会創立50周年とともに記念式典を挙行
平成19年 3月	「大阪市立環境科学研究所の今後のあり方について」 大阪市立環境科学研究所運営形態検討委員会報告
平成19年10月	「大阪市立環境科学研究所事業分析」公表
平成21年 3月	大阪市立環境科学研究所外部評価委員会報告
平成21年 3月	環境科学研究所中期計画の策定
(機構改革)	
平成21年 4月	機構の一部を改革(総務担当、企画担当、微生物保健担当、食品保健担当、都市環境担当、附設栄養専門学校)
平成23年 3月	社団法人大阪生活衛生協会解散
(機構改革)	
平成23年 4月	組織改正による「課制」の導入(管理課(管理グループ)、調査研究課(企画グループ、微生物保健グループ、食品保健グループ、都市環境グループ)、附設栄養専門学校)
平成23年 4月	引石文夫保健所東部保健医療監兼中央区保健福祉センター医務主幹が第22代所長に就任
平成24年 6月	附設栄養専門学校の平成25年度入学生募集停止の決定(平成26年3月廃校予定)
平成25年 3月	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所定款並びに同研究所評価委員会の共同設置案が市会及び大阪府議会で可決
平成25年 4月	岡本篤佳市政改革室PDCA担当部長が第23代所長に就任

## 組織と主な業務内容



## 職 員 配 置

所 員 配 置 表

(平成25.6.1現在)

職種 名 称	事務職員	研究員	薬剤師	栄養士	技能職員	再任用職員	嘱託職員	計
所長	1							1
管理課 管理G	10				3	2		15
調査研究課 企画 G		6	1		10	3	1 <sup>(*)1</sup>	21
微生物保健G		12					2	14
食品保健 G		18					3	21
都市環境 G		16					1	17
栄養専門学校				1		1	2 <sup>(*)2</sup>	4
計	11	52	1	1	13	6	9	93

\*1:司書、\*2:学校長及び栄養士各1名

# 予 算

## 歳入・歳出予算決算の概要

科 目	年 度	平成 24 年度当初予算	平成 24 年度決算	平成 25 年度当初予算
歳 入		円	円	円
第 1 部				
環境科学研究所		281,687,000	221,878,152	272,062,000
使用料		2,330,000	87,600	1,914,000
手数料		267,870,000	213,977,050	258,661,000
国庫支出金		9,500,000	3,791,100	9,500,000
財産売却代		100,000	55,727	100,000
諸収入		1,887,000	3,966,675	1,887,000
栄養専門学校		37,506,000	34,291,200	18,753,000
使用料		37,506,000	34,291,200	18,753,000
手数料		0	0	0
第 2 部				
環境科学研究所		2,300,000	2,221,000	3,250,000
国庫支出金		2,300,000	2,221,000	3,250,000
歳 出				
第 1 部				
環境科学研究所費		278,556,000	235,054,670	260,130,000
報酬		17,858,000	17,463,627	17,909,000
賃金		4,536,000	1,697,834	3,038,000
報償費		511,000	0	72,000
旅費		3,455,000	3,046,278	2,553,000
需用費		166,409,000	147,082,199	159,131,000
役務費		3,672,000	2,588,185	3,032,000
委託料		52,256,000	35,685,716	42,296,000
使用料及賃借料		28,437,000	26,076,331	30,728,000
備品購入費		1,273,000	1,138,200	1,182,000
負担金補助及交付金		144,000	276,300	144,000
補償補填及賠償金		5,000	0	5,000
公課費		0	0	40,000
栄養専門学校費		19,899,000	17,320,614	16,578,000
第 2 部				
環境科学研究所整備費		52,022,000	40,818,585	83,859,000
庁舎改修		15,178,000	8,268,750	9,669,000
備品整備		35,924,000	22,829,730	23,170,000
ESCO事業		920,000	920,000	920,000
地方独立行政法人への移行に向けた準備経費		-	8,800,105	50,100,000

## 平成24年度整備事業

1 庁舎改修		8,268,750 円
低温室冷蔵設備改修工事		
排水処理装置改修工事		
2 備品整備		22,829,730 円
リース		4,363,380 円
(衛生・環境対策用)		
液体クロマトグラフ質量分析計	1	
主要購入機器		18,466,350 円
(防疫対策用)		
パルスフィールド電気泳動装置	1	
(衛生対策用)		
加熱気化全自動水銀測定装置	1	
(環境対策用)		
ページ&トラップ付ガスクロマトグラフ質量分析計	1	
全有機炭素分析計	1	
3 自己資金型 ESCO 事業		920,000 円
ESCO事業エネルギーサービス業務費		
4 独立行政法人移行準備経費		8,800,105 円
委託料他		

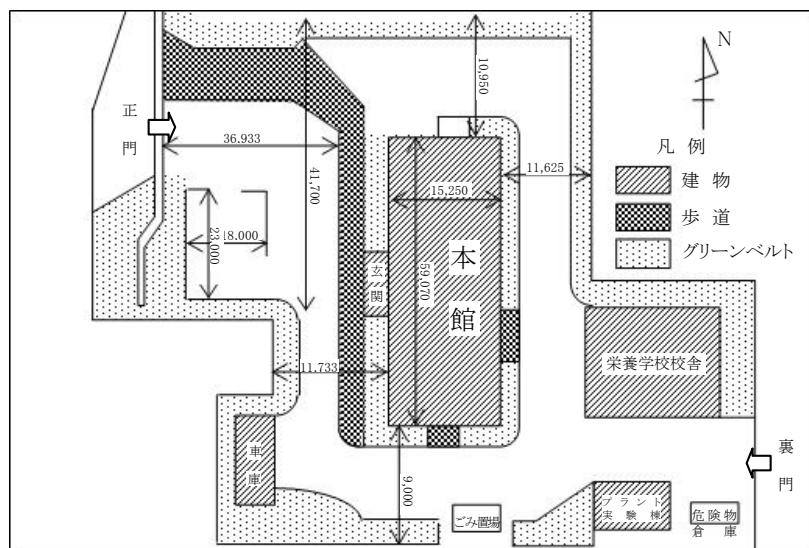
# 施 設

本所は、総事業費21億1百余万円をもって、市内天王寺区東上町に新築されたものであり、昭和47年11月着工し、同49年12月に竣工した。また、栄養専門学校舎については、総事業費1億円をもって、51年3月に着工し、同8月に竣工した。各建物の規模ならびに庁舎配置は次のとおりである。

## ■ 規 模

敷 地 面 積	5,471.08m <sup>2</sup>	
庁 舎	延面積 9,549.49m <sup>2</sup>	
本 館	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上9階建	建面積 1,022.22m <sup>2</sup> 延面積 8,533.64m <sup>2</sup>
共 用 理 化 学 棟	鉄筋コンクリート造・平家建	建面積 268.89m <sup>2</sup> 延面積 268.89m <sup>2</sup>
プ ラ ン ト 実 験 棟	鉄骨造・2階建	建面積 75.00m <sup>2</sup> 延面積 150.00m <sup>2</sup>
車 庫	鉄骨造・平家建	建面積 78.92m <sup>2</sup> 延面積 78.92m <sup>2</sup>
栄 养 専 門 学 校 舎	鉄骨造・2階建	建面積 294.84m <sup>2</sup> 延面積 518.04m <sup>2</sup>

## ■ 庁舎配置



## ■ 本館案内

9 F	大気汚染観測室	かび実験室	動物飼育室	EV	
8 F	食品保健G・都市環境G事務室			EV	共用微生物実験室 共用化学実験室
7 F	都市環境G実験室			EV	都市環境G実験室
6 F	都市環境G実験室			EV	都市環境G実験室
5 F	動物舎・食品保健G実験室			EV	都市環境G実験室
4 F	食品保健G実験室			EV	食品保健G実験室
3 F	微生物保健G事務室・実験室			EV	微生物保健G実験室
2 F	図書室・小会議室・大会議室			EV	共用生物実験室・電顕室
1 F	所長室・応接室 管理課・企画G事務室			EV	有機機器室・無機機器室・超微量化学分析室
B 1	機械室・電気室・倉庫			EV	ガスボンベ室 発電機室

## 諸 規 程

### A 大阪市立環境科学研究所条例

制 定 昭和49年11月11日 条例第76号  
最近改正 平成16年 3月29日 条例第30号

(設置)

**第1条** 本市に環境科学研究所(以下「本所」という。)を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 大阪市立環境科学研究所

位置 大阪市天王寺区東上町8番34号

(目的及び業務)

**第2条** 本所は、生活環境の保全を図り、もって健康の維持及び増進並びに公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、次に掲げる業務を処理する。

(1) 調査及び研究

- ア 環境保全に関する調査及び研究
- イ 食生活及び家庭用品の安全性及び改善に関する調査及び研究
- ウ 疾病の予防及び疫学に関する調査及び研究
- エ その他環境科学に関する調査及び研究

(2) 試験、検査及び鑑定

- ア 空気、水、土壤等に関する試験、検査及び鑑定
- イ 食品衛生及び食品の成分に関する試験、検査及び鑑定
- ウ 家庭用品に関する試験、検査及び鑑定
- エ 毒性に関する試験、検査及び鑑定
- オ 微生物及び血清に関する試験、検査及び鑑定
- カ その他環境科学に関する試験、検査及び鑑定

(3) 研修及び指導

- ア 本市関係職員等に対する環境科学に関する技術的研修及び指導
- イ 環境科学に関する試験検査施設に対する技術的指導

(4) 情報の解析及び提供

- ア 試験及び検査に関する情報の収集及び解析
- イ 環境科学に関する情報の提供
- ウ その他環境科学に関する文献及び資料の収集及び解析

(依頼)

**第3条** 本市住民及び本市に事務所を有する法人、組合その他の団体(以下「本市住民及び法人等」

という。)は、本所に前条第1号及び第2号に規定する事項について調査、研究、試験、検査、鑑定を依頼することができる。

2 市長が特別の事情があると認めるときは、前項以外の者に対しても、前項に掲げる事項の依頼に応ずることがある。

(手数料)

**第4条** 前条の規定により依頼しようとする者は、次に掲げる金額の範囲内で市長が定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 調査又は研究 1件 100,000円
- (2) 試験、検査又は鑑定 1件 180,000円

2 特殊な設備又は過大な費用若しくは手数を要するため前項各号の規定により難い場合の手数料については、その都度市長が定める。

3 前条の規定により依頼をした者が当該依頼事項に係る証明書の交付を請求するときは、1通につき1,000円以内で市長が定める額の手数料を納付しなければならない。

(施設の使用及び使用料)

**第5条** 市長は、適当と認める者に対し、研究室その他の施設を使用させることができる。

2 前項の規定により施設の使用を認められた者(以下「使用者」という。)は、次の範囲内で市長が定める使用料を納付しなければならない。

- (1) 研究室 1月 33,000円
- (2) その他の施設 1回 7,300円

3 使用者が会費その他これに類する料金を徴収するときは、前項に定める金額の10割増の範囲内において市長が定める使用料を納付しなければならない。

4 設備の使用について特別の材料又は費用を要する場合は、第2項に定める金額のほか、実費を徴収する。

(本市住民及び法人等以外の者の手数料等)

**第6条** 本市住民及び法人等以外の者が、第3条第2項に基づく依頼又は第5条第1項の施設の使用を認められたときは、第4条の規定に基づく手数料又は第5条第2項及び第3項に基づく使用料の3割増の範囲内において市長が定める手数料又は使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料等の納付)

**第7条** 手数料及び使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料の減免)

**第8条** 市長が特別の事由があると認めるときは、手数料又は使用料を減免することができる。

(手数料等の還付)

**第9条** 既納の手数料又は使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(図書の閲覧)

**第10条** 本所所蔵の図書は、本所の業務に支障のない限り、公衆の閲覧に供する。

(賠償責任等)

**第11条** 設備の使用者その他入所者が、建物、設備その他の物件をき損し、又は滅失したときは、市長の定めるところにより、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 使用者は、使用中に生じた一切の事故について、その責を負わなければならない。

3 本所の設備の使用により、又はこの条例に基づく処分により生じた損害については、本市は特別の事由がある場合を除くほか、その責を負わない。

(施行の細目)

**第12条** この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

—附則(略)—

## B 大阪市立環境科学研究所規則

制 定 昭和49年12月 2日 規則第129号

最近改正 平成24年 3月30日 規則第95号

(趣旨)

**第1条** この規則は、大阪市立環境科学研究所条例(昭和49年大阪市条例第76号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務時間)

**第2条** 大阪市立環境科学研究所(以下「本所」という。)の業務時間は、午前9時15分から午後5時30分までとする。ただし、時宜により変更することがある。

(休館日)

**第3条** 本所の休館日は、次のとおりとする。ただし、時宜により変更し、又は臨時休館することがある。

る。

(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(依頼)

**第4条** 条例第3条の規定による依頼は、所定の依頼書により、行わなければならない。

2 前項の依頼があつた場合において、やむを得ない事由により調査、研究、試験、検査、鑑定(以下「調査、試験等」という。)を行うことができないとき、又は行う必要がないと認められるときは、依頼に応じないことがある。

(手数料)

**第5条** 条例第4条第1項の規定による手数料は、次のとおりとする。

(1) 調査又は研究

1件100,000円以内で実費を勘案して依頼の都度市長が定める額

(2) 試験、検査又は鑑定

ア 医学的試験又は検査

1件200円以上180,000円以下の範囲内で実費を勘案して市長が定める額

イ 理化学的試験又は検査

1件700円以上180,000円以下の範囲内で実費を勘案して市長が定める額

ウ 動物試験、ア及びイ以外の試験若しくは検査又は鑑定

1件180,000円以内で実費を勘案して依頼の都度市長が定める額

2 条例第4条第3項の規定による手数料は、証明書1通につき250円以上1,000円以下の範囲内で実費を勘案して請求の都度市長が定める額とする。

(提出資料の取扱い)

**第6条** 調査、試験等のため提出された資料は、還付しない。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(広告物等への名義使用)

**第7条** 依頼者は、本所が行った調査、試験等の結果について、本所の試験済、検査済その他これに類する文字を広告物、印刷物等に使用する場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(施設の使用許可申請)

**第8条** 条例第5条第1項の規定により、施設の使用許可を受けようとする者は、所定の申請書に次の事項を記入して市長に申請しなければならない。

- (1) 使用する施設名
  - (2) 使用の目的及び方法
  - (3) 使用期間
  - (4) 使用人員
  - (5) その他市長が指定する事項
- 2 前項の規定により申請した事項を変更しようとするとときは、あらかじめ市長の承認を得なければならぬ。
- (使用の制限)
- 第9条** 次の各号の1に該当するときは、施設の使用を許可せず、又は許可を取り消し若しくは使用を停止することがある。
- (1) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき
  - (2) 本所の秩序を乱すおそれがあるとき
  - (3) 条例及びこの規則の規定に違反するとき
  - (4) 管理上必要な指示に従わないとき
  - (5) その他市長が管理上支障があると認めるとき
- (使用料)
- 第10条** 条例第5条第2項の規定による使用料は、次のとおりとする。
- (1) 研究室 1月 33,000円
  - (2) その他の施設
    - 大会議室 午前1回 5,500円  
午後1回 7,300円
    - 小会議室 午前1回 2,800円  
午後1回 3,600円
- 2 条例第5条第3項の規定による使用料は、前項に定める金額の10割増とする。
- 3 条例第5条第4項の規定により徴収する材料又は費用の実費は、使用的都度市長が定める。
- (本市住民及び法人等以外の者の手数料等)
- 第11条** 条例第6条の規定による手数料又は使用料は、第5条に定める手数料及び条例第4条第2項に基づき市長が定める手数料並びに前条第1項及び第2項に定める使用料の3割増とする。
- (手数料等の後納)
- 第12条** 市長は、次の各号の1に該当するときは、手数料又は使用料を後納させることができる。
- (1) 調査、試験等をした後でなければ、金額を算定し難いとき
  - (2) 国、地方公共団体その他公共的団体の依頼又は使用によるとき
  - (3) その他市長が特に必要と認めるとき
- (手数料等の減免)
- 第13条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する

- ときは、手数料又は使用料を減免することができる。
- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者が、医学的試験、検査その他の保健衛生に関する試験、検査を依頼するとき
  - (2) その他市長が特に必要があると認めるとき
- 2 市長は、前項の規定により手数料又は使用料の減免を受けようとする者に対して、その居住地の区長又は保健福祉センター所長の証明書を提出させることができる。
- (手数料等の還付)
- 第14条** 市長は、次の各号の1に該当するときは、既納の手数料又は使用料の全部又は一部を還付することができる。
- (1) 本所の都合により依頼事項を処理できないとき、又は処理しようとする前に依頼者が依頼を撤回し、若しくは変更を願い出た場合において市長が相当の理由があると認めるとき
  - (2) 施設の使用許可を受けた者が、使用開始前に許可の撤回又は変更を願い出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき
  - (3) 災害、工事その他やむを得ない事由により施設の使用が不能となったとき
  - (4) その他市長が特別の事由があると認めるとき
- (研究員)
- 第15条** 研究室の使用者が研究員を置こうとするときは、市長の承認を得なければならない。
- 2 市長は、前項の研究員を不適当と認めるときは、その承認を取り消すことができる。
- (本所員の指示)
- 第16条** 施設の使用者及び研究員は、本所員の指示に従わなければならない。
- (施行の細目)
- 第17条** この規則の施行について必要な事項は、所長が健康局長に協議の上定める。
- 附則(略)—

## C 大阪市立環境科学研究所事務分掌規則

制 定 昭和37年2月1日 規則第7号  
最近改正 平成24年10月25日 規則第231号

(所長等)

- 第1条** 環境科学研究所(以下「所」という。)に所長を置く。
- 2 所に副所長を置くことがある。
- 3 所長及び副所長は、本市職員のうちから市長が

命ずる。

**第2条** 所長は、上司の命を受けて所の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

2 副所長は所長を補佐し、所の事務を整理し、所属員を指揮監督する。

3 副所長は、所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、所長の職務を行う。

(内部組織等)

**第3条** 所に次の課を置く。

管 理 課

調査研究課

2 所に栄養専門学校を置く。

(事務分掌)

**第4条** 課の事務分掌は、次のとおりとする。

管 理 課

(1) 使用料及び手数料の徴収に関すること

(2) 他の課の主管に属しないこと

調査研究課

(1) 試験、検査、調査及び研究等の企画及び連絡調整に関すること

(2) 研修及び指導の立案に関すること

(3) 病原微生物の感染機構の解析、感染症予防の基礎的研究並びに感染症の病因及び疫学に関すること

(4) 生活環境における微生物及び都市環境における病原微生物に関すること

(5) 食品衛生に係る試験、検査及び調査に関すること

(6) 食品の調理、加工、貯蔵等に関すること

(7) 食品の成分に係る生体生理の試験、調査及び研究に関すること

(8) 生活用品及び医薬品の試験、検査及び調査に関すること

(9) 大気質、水質及び底質の調査、分析及び環境汚染防止に関すること

(10) 労働衛生の試験、検査及び調査に関すること

(11) 室内環境の試験、検査及び調査に関すること

(12) 飲料水等の各種用水の試験、検査及び調査に関すること

(13) 下水、排水等の処理技術、廃棄物等の処理技術及び循環資源の再生利用に係る技術の研究に関すること

(14) 放射能に関すること

(15) 生物の生態及び生息環境の調査に関すること

(16) 土壌の調査、分析及び環境汚染防止に関すること

すること

(17) 臭気に関すること

**2 栄養専門学校の事務分掌は、次のとおりとする。**

(1) 栄養士の養成に関すること

(職の設置等)

**第5条** 課に課長を置く。

2 別表に定めるところにより、所に担当課長を置く。

3 栄養専門学校に学校長を置く。

4 前3項に定めるもののほか、所に医務主幹、保健主幹、研究主幹、医務副主幹、保健副主幹又は研究副主幹、課に課長代理、副参事、担当係長、主査又は研究主任、栄養専門学校に担当係長を置くことがある。

5 担当課長は、その職名に冠された事務を専管するほか、所長が定める事務を専管する。

6 課長、担当課長、医務主幹、保健主幹、研究主幹、課長代理、医務副主幹、保健副主幹、研究副主幹、副参事、担当係長、主査及び研究主任は、本市職員のうちから市長が命ずる。

7 学校長は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

**第6条** 課長、担当課長、学校長、医務主幹、保健主幹、研究主幹、担当課長代理、事務長、医務副主幹、保健副主幹、研究副主幹、担当係長、主査及び研究主任は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を処理し、所属員を指揮監督する。

2 医務主幹、保健主幹、研究主幹、医務副主幹、保健副主幹、研究副主幹、担当係長、主査及び研究主任の事務分担並びに担当係長、主査及び研究主任以上を除く所属員の配置及び事務分担は、所長が定める。

(宿直員)

**第7条** 所長は、必要な宿直員を置かなければならない。

—附則(略)—

別表(第5条関係)

独立行政法人化担当課長

業務統合担当課長

微生物保健担当課長

食品保健担当課長

都市環境担当課長

環境調査担当課長

#### D 手数料・使用料金細目表

##### 手 数 料

###### I 医学的試験検査

- |               |                |
|---------------|----------------|
| 1 医学微生物試験検査   | 200～52,000円    |
| 2 食品等の微生物試験検査 | 2,500～180,000円 |
| 3 労働衛生試験検査    | 200～9,000円     |

###### II 理化学的試験検査

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| 1 水質・底質試験検査      | 700～100,000円   |
| 2 廃棄物試験検査        | 2,500～60,000円  |
| 3 環境衛生試験検査       | 1,000～60,000円  |
| 4 食品の試験検査        | 1,000～173,000円 |
| 5 容器包装・家庭用品の試験検査 | 2,500～47,000円  |
| 6 食品添加物規格試験検査    | 3,000～20,000円  |
| 7 医療品試験検査        | 3,000～50,000円  |

III 特定保健用食品の許可試験 172,000円  
＊特別用途食品の試験手数料については、各試験項目の手数料を積み上げた額とする。

###### IV 毒性試験(実費を基準としてその都度定める)

###### V 証 明

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1 検査成績書賃本 | 250 ～ 920円 |
|-----------|------------|

##### 使 用 料

- |        |      |         |
|--------|------|---------|
| 1 研究室  | 1月   | 33,000円 |
| 2 小会議室 | 午前1回 | 2,800円  |
|        | 午後1回 | 3,600円  |
| 3 大会議室 | 午前1回 | 5,500円  |
|        | 午後1回 | 7,300円  |

(注) 使用者が、会費その他これに類する料金を徴収するときは、それぞれ倍額の料金とする。

#### E 大阪市立栄養専門学校条例

制 定 昭和39年3月19日 条例第49号  
最近改正 平成21年3月30日 条例第33号

(設置)

第1条 本市に栄養士の養成施設を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 大阪市立環境科学研究所附設栄養専門学校  
位置 大阪市天王寺区東上町8番34号

(目的)

第2条 大阪市立環境科学研究所附設栄養専門学校(以下学校といふ。)は、栄養士として必要な知識、技能及び教養を修得させることを目的とする。

(学生の定員)

第3条 学校の学生の定員は、各学年につき50名以内で市規則で定める。

(修業年限)

第4条 修業年限は、2年とする。

(入学資格)

第5条 学校に入学することのできる者は、高等学校卒業者又はこれと同等以上の学力を有する者とする。

(授業料等)

第6条 学校の入学検定料、入学料及び授業料(以下「授業料等」という。)の額は、次のとおりとする。

(1) 入学検定料 17,000円

(2) 入学料

ア 本市の区域内に住所を有する者及びその子 133,200円

イ アに定める者以外の者 205,100円

(3) 授業料 年額 535,800円

(授業料等の納付)

第7条 授業料等は、市規則で定める方法により納付しなければならない。

2 市長は、災害その他特別の事由があると認めるとときは、本人の申請により授業料等を分納させることができる。

(入学料及び授業料の減免)

第8条 休学者に対しては授業料を免除する。ただし、休学した日の前日又は復学した日の属する学期の授業料については、この限りでない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して入学料又は授業料を減免することができる。

(1) 災害その他特別の事由により入学料又は授業料を納付することが困難な者

(2) 前号に定める者のほか、市長が特別の事由があると認める者

3 前項の規定により入学料又は授業料の減免を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、減免を取り消すことがある。

(1) 修業の途中で授業料の減免の理由がなくなつたとき

(2) 減免申請理由に虚偽の事実があることが判明したとき

4 前項第2号の規定により入学料又は授業料の減免を取り消された者は、入学料又は授業料の減免分を一括して学校長の定める期日までに納めなければならない。

(授業料等の還付)

第9条 既納の授業料等は、還付しない。

(施行の細目)

**第10条** この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

—附則(略)—

## F 大阪市立栄養専門学校学則

制 定 昭和39年4月1日 規則第68号  
最近改正 平成21年3月30日 規則第73号

(趣旨)

**第1条** 大阪市立栄養専門学校条例(昭和39年大阪市条例第49号。以下「条例」という。)に基づく大阪市立環境科学研究所附設栄養専門学校(以下「学校」という。)の管理及び運営については、この規則の定めるところによる。

(課程、学科及び学生定員)

**第2条** 学校の課程、学科及び条例第3条の規定による学生定員は、次のとおりとする。

課程	学科	学生定員(全日制)	
		入学定員	総定員
栄養士専門課程	栄養士科	35名	70名

(修業年限及び在学年限)

**第2条の2** 学生の修業年限は、2年とする。

2 在学年限は、3年とする。

(学年及び学期)

**第3条** 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年は、次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

**第4条** 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 春季休業 3月25日から4月1日まで

(4) 夏季休業 8月1日から8月31日まで

(5) 冬季休業 12月23日から翌年1月7日まで

2 校長が必要と認めるときは、前項に定める休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(学科目、単位数及び履修方法)

**第5条** 学科目、単位数及び履修方法は、別表のとおりとする。ただし、校長が必要と認めるときは、別表に定める学科目以外の学科目を加えることができる。

2 各学年に割り当てる学科目及び単位数は、校長が定める。

(入学の願い出)

**第6条** 入学志願者は、次に掲げる書類を、条例第6条第1号の入学検定料(以下「入学検定料」という。)とともに、指定の期日までに校長に提出しなければならない。

(1) 入学願書

(2) 入学資格を証明する書類(高等学校卒業証明書又は卒業見込証明書等)

(3) 出身学校長作成の調査書

(4) その他校長が必要と認める書類

(入学試験)

**第7条** 入学志願者には、次に掲げる試験を行う。

(1) 学科試験

(2) 面接試験

2 合格者の決定は、入学試験及び調査書により校長が行う。

(入学料及び授業料の納付等)

**第8条** 条例第6条第2号の入学料(以下「入学料」という。)は、校長が指定する期日までに納付しなければならない。

2 条例第6条第3号の授業料(以下「授業料」という。)は、前学期分及び後学期分として、それぞれ同号に定める額の2分の1に相当する額を次の期日までに納付しなければならない。

前学期分 4月30日

後学期分 10月31日

3 条例第7条第2項の規定により入学検定料、入学料若しくは授業料の分納の申請をしようとする者、条例第8条第1項の規定により授業料の免除を受けようとする休学者又は同条第2項の規定により入学料若しくは授業料の減免を受けようとする者は、別記様式の申請書にその理由を証する文書を添えて校長に提出しなければならない。

(誓約書)

**第9条** 入学を許可された者は、入学許可の日から10日以内に、所定の誓約書を、保証人2名連署のうえ、校長に提出しなければならない。

2 前項の保証人は、独立の生計を営む者であつて、そのうち1名は、原則として本市又は本市近郊の居住者でその責務に堪えるものでなければならない。

3 校長は、第1項の期日を過ぎても誓約書の提出がないときは、入学の許可を取り消すことができる。

きる。

- 4 第1項の保証人に変更があつた場合には、直ちに学校長に届け出なければならない。

(休学)

**第10条** 学生が病気その他やむを得ない理由があるときは、学校長の許可を得て1年以内の休学をすることができる。

- 2 休学の許可を受けた者は、その理由がなくなつたときは、学校長の許可を受けて復学することができる。

- 3 復学の許可を受けた者は、休学当時の所属学年に復学するものとする。

(退学)

**第11条** 学生がやむを得ない理由により退学しようとするときは、その理由を詳記し、保証人と連署のうえ、学校長に願い出なければならない。

- 2 前項の規定により退学した者が保証人連署のうえ復学を願い出たときは、退学当時の所属学年以下の学年に限つて復学を許可することができる。ただし、復学の願出は、退学の日から2年以内に限る。

(除籍)

**第12条** 学校長は、次の各号の1に該当する者を除籍することができる。

- (1) 第2条の2第2項に規定する在学年限を超えた者
- (2) 休学期間終了後なお就学できない者
- (3) 授業料を納付しない者
- (4) 病気その他の事故により成業の見込みのない者
- (5) 栄養士法(昭和22年法律第245号)第3条各号の1に該当する者

(表彰)

**第13条** 人物優秀で学力優等の学生は、これを表彰することがある。

(懲戒)

**第14条** 学校長が教育上必要と認めるときは、学生に懲戒を加えることがある。

- 2 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。

- 3 次の各号の1に該当する者には、前項に規定する退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席状況が良くない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(学習の評価)

**第15条** 学習の評価は、学科試験の成績、実習成績

及び出席状況等により行う。

- 2 前項の成績の評価は、各学科ごとに100点を満点とし、それぞれ60点以上を合格点とする。
- 3 学科試験は、各学科について学期末試験又は必要に応じて臨時試験を行う。
- 4 60点未満の学科が3科目以内の者に限り、その学科の再試験を受けることができる。
- 5 試験に欠席した者でその理由が正当であると認める者は、追試験を受けることができる。

(進学及び卒業)

**第16条** 所属学年所定の単位を取得した者で所属学年における欠席日数が出席すべき日数の3分の1以内のものについては、学校長は、進学又は卒業を認める。

- 2 前項の規定にかかわらず、所属学年における欠席日数が出席すべき日数の3分の1以内の者であつても、学科ごとに学校長が定める授業時間数に満たない者は、補習を受けなければ進級又は卒業することができない。
- 3 学校長は、卒業を認められた者に、卒業証書を授与する。

(職員)

**第17条** 学校に学校長、講師その他必要な職員を置く。

- 2 講師は、市職員の中から市長が命じ、又は委嘱する。ただし、市長が必要と認めるときは、市職員以外の者に講師を委嘱することができる。

(施行細目)

**第18条** この規則の施行について必要な事項は、学校長が定める。

—附則(略)—

別表(第5条関係)

学科目、単位数及び履修方法

基礎分野	一般教育科目	8 単位	
	コンピューター入門	1 単位	演習
	社会学	1 単位	講義
	食料経済	1 単位	講義
	化学 I	1 単位	講義
	化学 II	1 単位	講義
	生物	1 単位	講義
	統計学	1 単位	講義
	心理学	1 単位	講義
	外国語科目	3 単位	
	英語	2 単位	講義
	科学英語	1 単位	講義
	保健体育科目	1 単位	
	体育実技	1 単位	実技
専門分野	社会生活と健康	4 単位	
	公衆衛生学	1 単位	講義
	衛生統計・行政	1 単位	講義
	母性衛生	1 単位	講義
	社会福祉	1 単位	講義
	人体の構造と機能	10 単位	
	解剖生理学	1 単位	講義
	解剖生理学実験	1 単位	実験
	病理学	1 単位	講義
	運動生理学	1 単位	講義
	生化学 I	1 単位	講義
	生化学 II	1 単位	講義
	生化学実験	1 単位	実験
	健康管理概論	1 単位	講義
	疫学疾病 I	1 単位	講義
	疫学疾病 II	1 単位	講義
	食品と衛生	9 単位	
	食品学総論 I	1 単位	講義
	食品学総論 II	1 単位	講義
	食品学各論	1 単位	講義
	食品学実験	1 単位	実験
	食品加工学	1 単位	講義
	食品加工学実習	1 単位	実習
	食品衛生学	1 単位	講義
	食品衛生学実験	1 単位	実験
	食品衛生対策	1 単位	講義

栄養と健康	12 単位	
基礎栄養学 I	1 単位	講義
基礎栄養学 II	1 単位	講義
応用栄養学 I	1 単位	講義
応用栄養学 II	1 単位	講義
応用栄養学 III	1 単位	講義
栄養学実習	1 単位	実習
臨床栄養学 I	1 単位	講義
臨床栄養学 II	1 単位	講義
臨床栄養学 III	1 単位	講義
臨床栄養学実習	1 単位	実習
臨床栄養校外実習	2 単位	実習
栄養の指導	8 単位	
栄養教育論 I	1 単位	講義
栄養教育論 II	1 単位	講義
公衆栄養学 I	1 単位	講義
公衆栄養学 II	1 単位	講義
公衆栄養校外実習	1 単位	実習
栄養指導演習	2 単位	演習
数理統計実習	1 単位	実習
給食の運営	9 単位	
調理理論	1 単位	講義
調理科学	1 単位	講義
調理実習	3 単位	実習
給食管理	1 単位	講義
給食管理実習	1 単位	実習
給食管理校外実習	1 単位	実習
給食経営学	1 単位	講義
特別研究	4 単位	実習

備考 単位数の計算については、次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習については、20時間の授業をもつて1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもつて1単位とする。

—様式(第8条関係)— (略)

## 事業統計

## 平成24年度各担当別取扱件数

課 (G)	種別	検査 総件数	収入金額	現金扱 (市民・企業等)		大阪市関係						無料 件	
				健康局		環境局		その他					
				件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
調査研究課(微生物保健グループ)	ウイルス分離同定等検査	657	7,827,280			657	7,827,280						2
	電子顕微鏡検査	609	7,884,060			609	7,884,060						
	その他ウイルス検査												
	微生物保健検査												
	微生物保健調査	2	1,300,000			2	1,300,000						
	ウイルス血清抗体等検査												
	その他臨床検査												
	腸管系細菌検査	1,528	1,821,110	サルモネラ 219 腸管出血性大腸菌 216 赤痢 184 チフス・パラチフス 116 その他 2	237,580 234,220 199,700 124,970 2,240	460	523,960 18,820 124,970 6,620						75 75 75 6
	食品細菌検査	1,558	9,527,950	2	6,000	1,448	9,147,550				108	374,400	
	その他細菌検査	512	4,651,250	1	11,000	511	4,640,250						
調査研究課(食品保健グループ)	殺菌効力試験等												
	細菌学的調査	2	600,000			2	600,000						
	抗HIV抗体検査	153	934,760			153	934,760						
	寄生虫学的調査	7	55,200	2	6,200	5	49,000						
	かび検査												
	小計	5,028	34,601,610	742	821,910	3,947	33,405,300				108	374,400	231
	食品検査	4,059	70,481,950	9	720,600	3,902	64,532,550				148	5,228,800	
	食品調査	1	300,000			1	300,000						
	生活用品検査	102	1,465,000			102	1,465,000						
	生活用品調査	1	300,000			1	300,000						
	医薬品検査	42	630,000			42	630,000						
	医薬品調査	1	700,000			1	700,000						
	毒性検査												
	毒性調査												
	特定保健用食品検査	14	2,408,000	14	2,408,000								
	小計	4,220	76,284,950	23	3,128,600	4,049	67,927,550				148	5,228,800	

課 (G)	種別	検査 総件数	収入金額	現金扱 (市民・企業等)		大阪市関係						無料	
						健康局		環境局		その他			
				件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
調査研究課 都市環境グループ	大気検査	6,207	21,309,660	17	182,160			6,074	18,644,500	116	2,483,000		
	計測技術	2	1,375,000	1	500,000			1	875,000	6	9,360		
	大気環境調査	674	2,114,560	184	722,400	484	1,382,800			35	1,608,000		
	労働調査	79	3,644,000	44	2,036,000								
	吹付材・建材アスベスト検査												
	衛生微生物調査												
	変異原性試験												
	飲料水適否検査	190	1,331,050	102	964,700	88	366,350						
	理化学検査	47	107,500	25	80,000	22	27,500						
	細菌検査												
	氷雪検査等												
	法に基づく水質検査												
	給水装置直結器具一般試験												
	河海水工場排水水質試験	1,813	22,978,100	20	70,000			1,792	22,798,500	1	109,600		
	河海水飲料水水質調査	6	33,968,000	1	525,000			2	22,700,000	3	10,743,000		
	計測調査												
	衛生動物検査	4	16,000	2	12,000	2	4,000						
	衛生動物調査	2	650,000			1	300,000	1	350,000				
	廃棄物関係検査	162	4,279,720	12	36,000	3	45,000	130	3,766,720	17	432,000		
	廃棄物関係調査	8	7,678,900	1	117,000			7	7,561,900				
	その他処理施設調査												
	土壤環境検査												
	土壤環境調査	1	600,000							1	600,000		
	悪臭・ガス調査	2	3,038,000					1	2,188,000	1	850,000		
小計		9,197	103,090,490	409	5,245,260	600	2,125,650	8,008	78,884,620	180	16,834,960		
合計		18,445	213,977,050	1,174	9,195,770	8,596	103,458,500	8,008	78,884,620	436	22,438,160	231	

## 平成24年度衛生検査件数

(平成24年4月～平成25年3月)

		依頼によるもの				計
		住民 (1)	保健所 (2)	保健所以外の行政機関 (3)	その他(医療機関、学校、事業所等) (4)	
結核性病	分離・同定・検出(01)					
	核酸検査(02)		350			350
	化学療法剤に対する耐性検査(03)					
	梅毒(04)					
ウイルス・リケチア等検査	その他の(05)					
	分離・同定・検出	ウイルス(06)	887			887
		リケチア(07)				
		クラミジア・マイコプラズマ(08)				
	抗体検査	ウイルス(09)				
		リケチア(10)				
		クラミジア・マイコプラズマ(11)				
病原微生物の動物試験(12)						
原虫・寄生虫等	原虫(13)		1			1
	寄生虫(14)	1		1		2
	そ族・節足動物(15)				3	3
	真菌・その他(16)					
食中毒	病原微生物検査	細菌(17)		698		698
		ウイルス(18)		381		381
		核酸検査(19)		51		51
	理化学生的検査(20)			4		4
	動物を用いる検査(21)			2		2
	その他の(22)			1		1
臨床検査	血液検査(血液一般検査)(23)					
	血清等検査	エイズ(HIV)検査(24)	153			153
		HBs抗原、抗体検査(25)				
		その他の(26)				
	生化学検査	先天性代謝異常検査(27)				
		その他の(28)				
	尿検査	尿一般(29)				
		神経芽細胞腫(30)				
		その他の(31)				
	アレルギー検査(抗原検査・抗体検査)(32)					
食品等検査	その他の(33)					
	微生物学的検査(34)	2		747	108	857
	理化学的検査(残留農薬・食品添加物等)(35)		24	3,300	146	3,470
	動物を用いる検査(36)			10		10
	その他の(37)			418	1	419
(未記以外細菌検査)	分離・同定・検出(38)	370	596	109	600	1,675
	核酸検査(39)					
	抗体検査(40)					
	化学療法剤に対する耐性検査(41)					
医薬品・家庭用品等検査	医薬品(42)			43		43
	医薬部外品(43)					
	化粧品(44)					
	醫療用具(45)					
	毒劇物(46)					
	家庭用品(47)			103		103
	その他の(48)					
栄養関係検査(49)					22	22

(衛生行政報告例第14表にもとづく分類)

			依頼によるもの				計
			住民 (1)	保健所 (2)	保健所以外の行政機関 (3)	その他(医療機関、学校、事業所等) (4)	
水道等水質検査	水道原水	細菌学的検査(50)	1			1	2
		理化学的検査(51)				1	1
		生物学的検査(52)					
	飲用水	細菌学的検査(53)	2			8	10
		理化学的検査(54)	13		89	75	177
	利用水等 (プール水等を含む)	細菌学的検査(55)			18	12	30
		理化学的検査(56)				13	13
廃棄物関係検査	一般廃棄物	細菌学的検査(57)					
		理化学的検査(58)			6		6
		生物学的検査(59)					
	産業廃棄物	細菌学的検査(60)					
		理化学的検査(61)			9	13	22
		生物学的検査(62)					
環境・公害関係検査	大気検査	S O <sub>2</sub> · N O <sub>2</sub> · O <sub>X</sub> 等(63)				4	4
		浮遊粒子状物質(64)	1		5,023	5	5,029
		降下煤塵(65)					
		有害化学物質・重金属等(66)			1,162	12	1,174
		酸性雨(67)					
		その他の(68)			4		4
	水質検査	公共用 水域(69)			1,538		1,538
		工場・事業場排水(70)			257	21	278
		浄化槽放流水(71)					
		その他の(72)			1	1	2
	騒音・振動(73)						
	悪臭検査(74)						
	土壤・底質検査(75)				1		1
	環境生物 検査	藻類・プランクトン・魚介類(76)					
		その他の(77)			2		2
	一般室内環境(78)				490	184	674
	その他の(79)	6			35	38	79
放射能	環境試料(雨水・空気・土壤等)(80)				130		130
	食 品(81)				136		136
	その他の(82)						
温泉(鉱泉)泉質検査(83)							
その他の(84)						1	1